

福岡県南広域水道企業団暴力団排除規則

平成23年7月27日

規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、暴力団排除に関する福岡県南広域水道企業団（以下「企業団」という。）の役割及び措置を明らかにするとともに、福岡県及び構成団体等の暴力団排除に関する施策に協力し、もって地域の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(企業団の役割)

第3条 企業団は、住民及び事業者の協力を得るとともに、福岡県及び構成団体その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 企業団は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、福岡県及び構成団体等に対し、当該情報を提供するものとする。

(企業団の事務及び事業における措置)

第4条 企業団は、公共工事その他企業団の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を企業団が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。